

平 18.6.16
総 47 - 3
基礎小 56 - 3

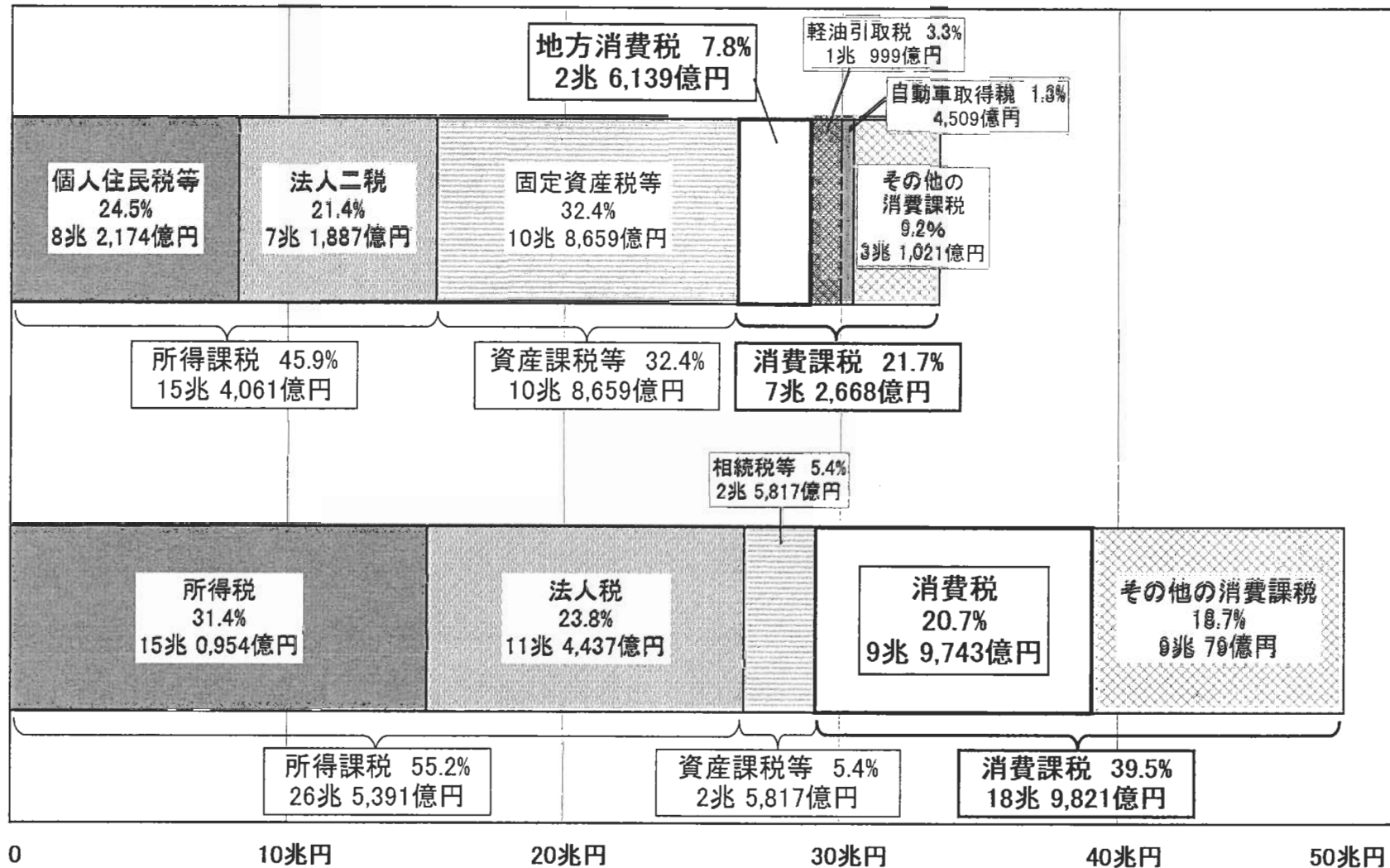
資 料

(消費課税 (地方消費税))

地方税の構成

(平成16年度決算額)

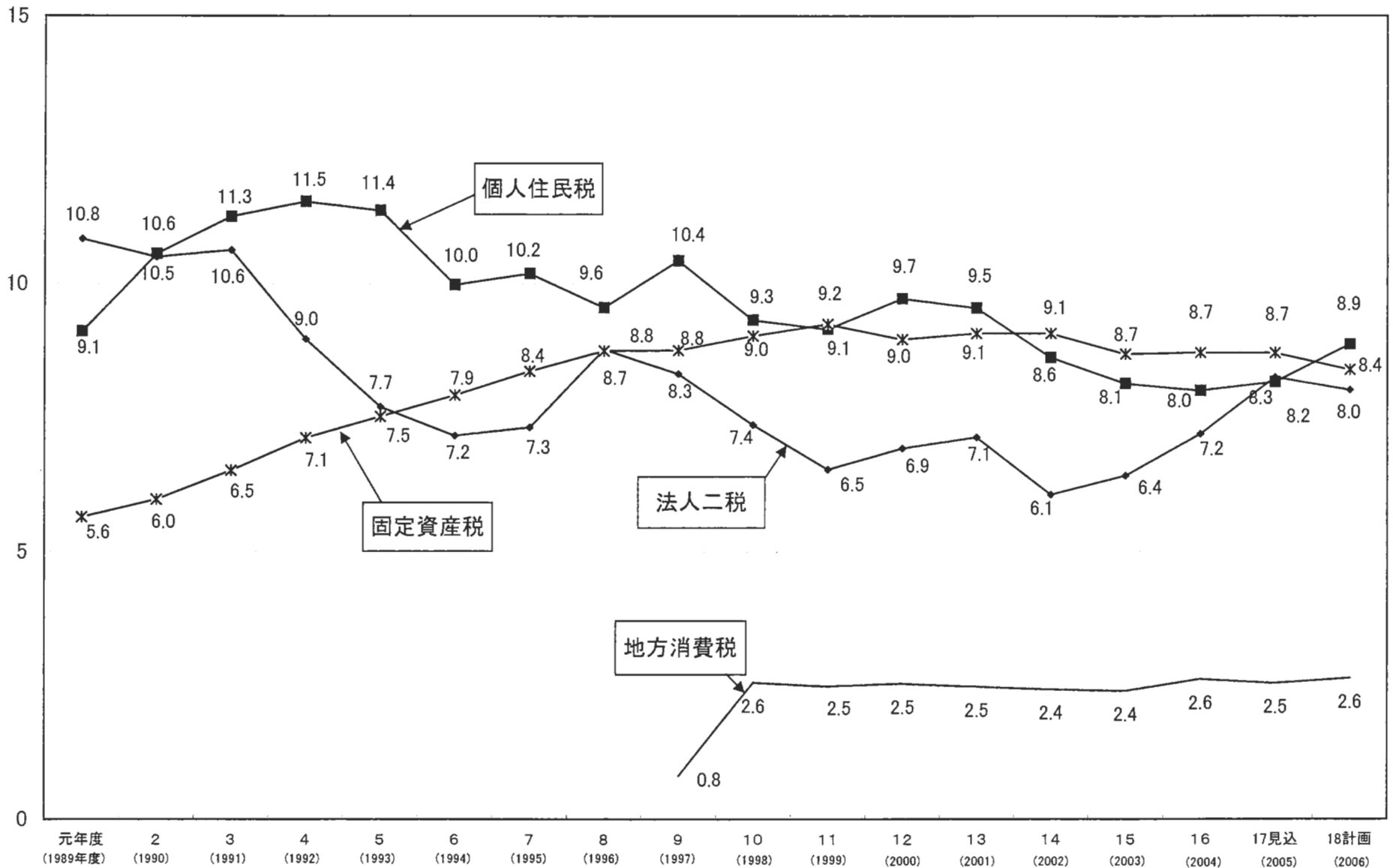
地方税
33兆5,388億円



- (注) 1 各税目の%は、地方税・国税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 地方税は、超過課税分及び法定外税を含む。
 3 国税は、特別会計分を含む。
 4 個人住民税等は、道府県民税(個人均等割、所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割)、市町村民税(個人均等割、所得割)及び個人事業税の合計である。
 5 法人二税は、道府県民税(法人均等割、法人税割)、市町村民税(法人均等割、法人税割)及び法人事業税の合計である。
 6 所得課税、消費課税、資産課税等の区分は、OECD歳入統計の区分による。
 7 各税目ごとに四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

主要税目（地方税）の税収の推移

(兆円)



(注) 1 平成16年度までは決算額、17年度は見込額、18年度は地方財政計画額である。

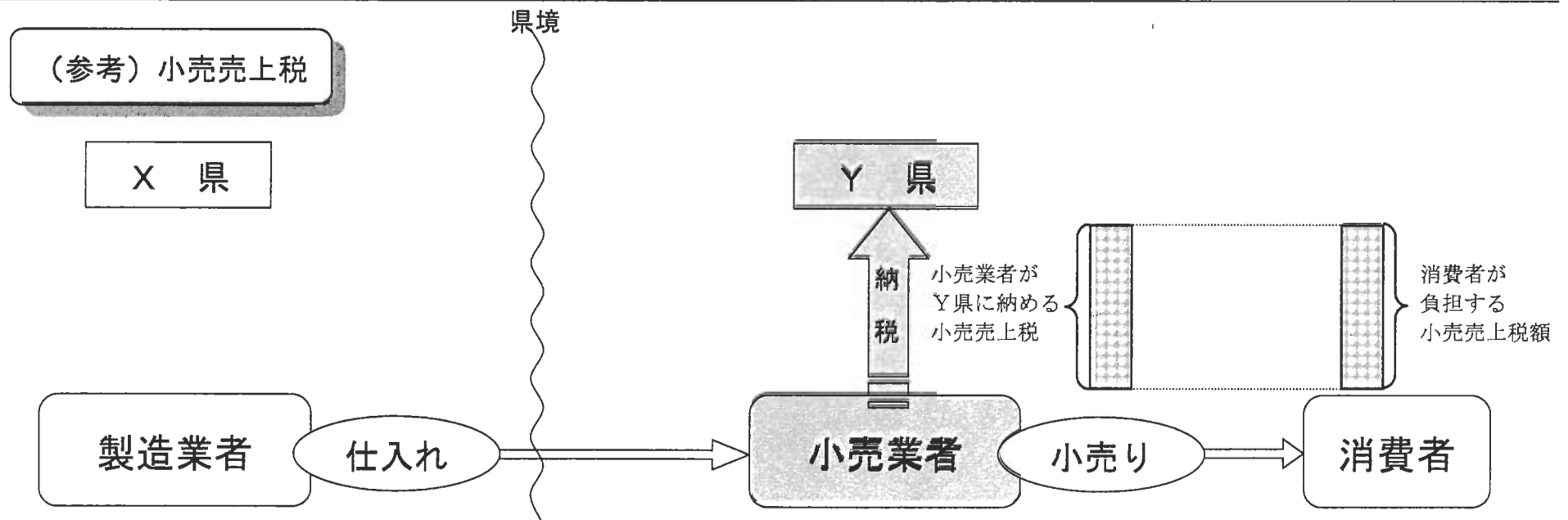
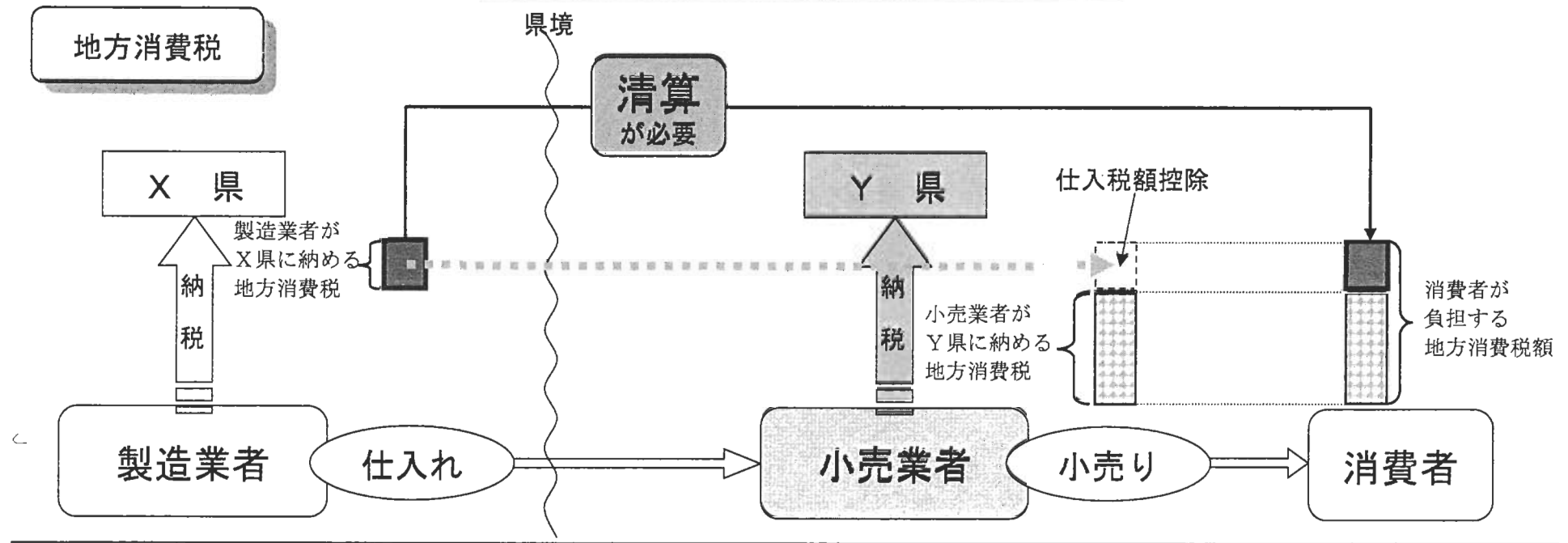
2 「個人住民税」は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。

3 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

地方消費税の概要

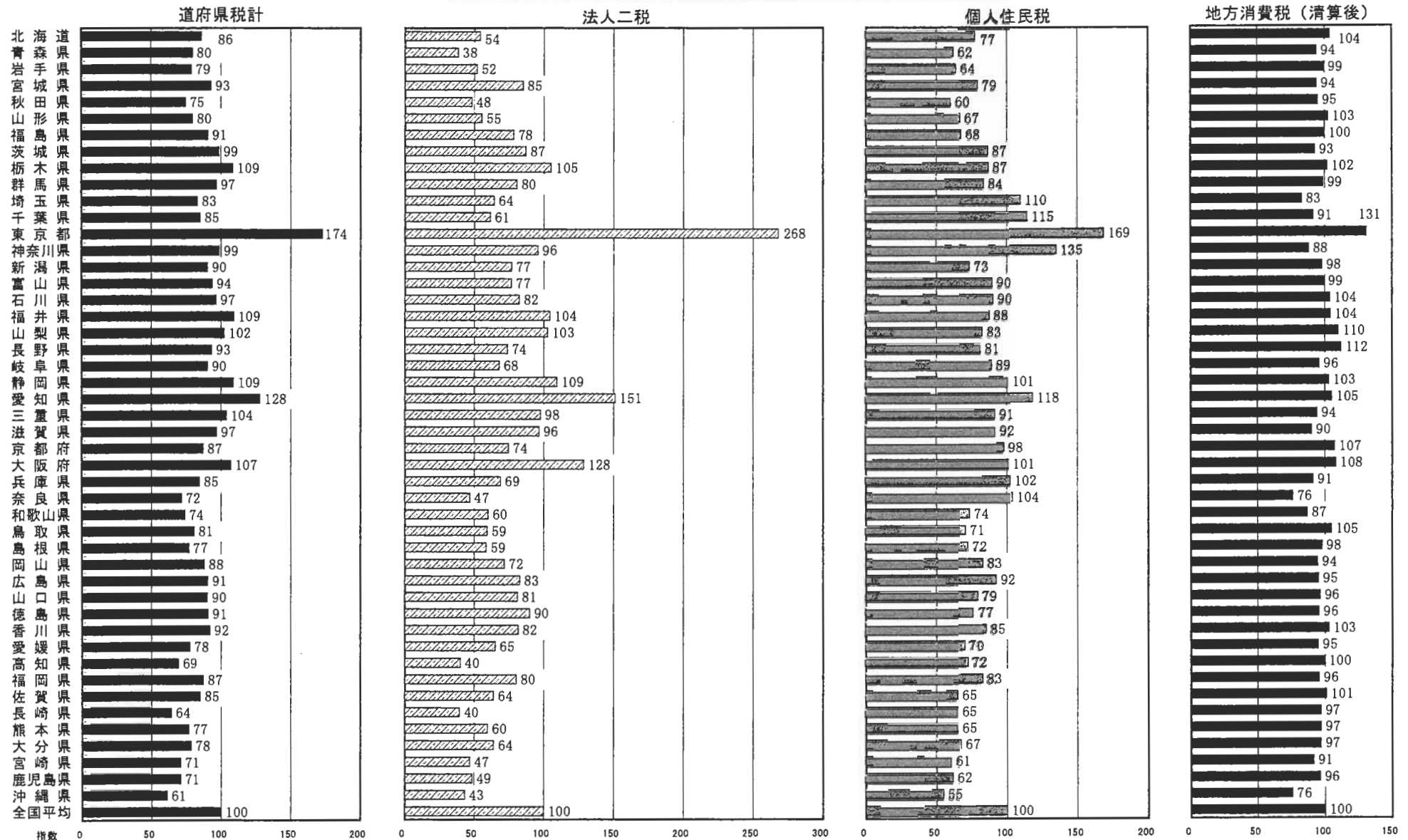
項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税 率	100分の25（消費税率換算1%）								
6. 税 収 (平成16年度決算額)	26,139億円								
7. 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額</td><td>6/8</td></tr> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td><td>1/8</td></tr> <tr> <td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td><td>1/8</td></tr> </tbody> </table>	指 標	ウェイト	「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8	「人口（国勢調査）」	1/8	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8
指 標	ウェイト								
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8								
「人口（国勢調査）」	1/8								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8								
8. 交 付 金	税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数であん分。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td><td>1/2</td></tr> </tbody> </table>	指 標	ウェイト	「人口（国勢調査）」	1/2	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2		
指 標	ウェイト								
「人口（国勢調査）」	1/2								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2								

地方消費税における清算の考え方



人口1人当たり税収額の指数（都道府県税）

（全国平均を100とした場合、平成16年度）



【平成16年度決算額】 14.5兆円

5.0兆円

2.3兆円

2.6兆円

最大／最小：2.9倍

最大／最小：7.0倍

最大／最小：3.1倍

最大／最小：1.7倍

（東京）（沖縄）

（東京）（青森）

（東京）（沖縄）

（東京）（沖縄）

- （注）1 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は除いている。
 2 個人住民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 3 法人二税は、法人道府県民税（均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。

消費税及び地方消費税の創設と地方税制

(単位:兆円)

【地方税関係】

昭和63年
(消費税創設前)

個別間接税

- ・ 娯楽施設利用税
- ・ 電気税
- ・ ガス税
- ・ 木材引取税 等

昭和63年の抜本的改革
(消費税創設)

消費譲与税の創設

(消費税収の20%)

1.1

既存個別間接税の整理

- ・ ~~電気税、ガス税、木材引取税の廃止等~~

△ 1.1

個人住民税の制度減税

△ 1.0

平成6年の税制改革
(地方消費税創設・消費税率引上げ)

地方消費税の創設

2.4

~~消費譲与税の廃止~~

△ 1.4

個人住民税の制度減税

△ 1.0

【地方交付税関係】

- ・ 所得税
 - ・ 法人税
 - ・ 酒税
- の32%が対象税目

消費税収(除:消費譲与税)の
24%を対象税目に追加

1.0

国税3税の減収に伴う
交付税の減

△ 0.9

消費税に係る交付税率の
引上げ (24%→29.5%)

1.5

所得税の制度減税による
交付税の減

△ 0.8

※この他消費税引上げに伴う地方団体の
負担増等により △ 0.7

増減収額 △ 0.9

増減収額 0

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択（抜粋）

（平成12年 7 月14日 政府税制調査会）

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

5. 地方消費税

（1）創設と意義

地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める道府県税です。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設され、平成9年4月から実施されました。現在では、地方行政サービスを支える基幹税目の一つとして大きな役割を果たしています。

（2）制度の概要

地方消費税は、国の消費税と同様、消費一般に対して広く公平に負担を求める税であり、消費税の納税義務者をその納税義務者とし、消費税額を課税標準とする税です。（以下略）

（4）今後のあり方

地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。

地方消費税の使途については、消費税創設時に地方間接税の廃止等に伴い創設された消費譲与税の廃止や住民税減税の財源として創設されたものであり、これらがもともと一般財源であったことも踏まえると、今後とも地方の幅広い行政サービスに充てるための財源として位置付けていくことが必要と考えます。

また、地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設されたものであり、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抜粋）

（平成14年 6 月 政府税制調査会）

第二 個別税目の改革

三 消費税

2. 今後の改革の方向

（4）地方消費税

地方消費税は、平成 6 年の税制改革において、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成 9 年度から実施されて以来、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

少子・高齢社会における税制のあり方（抜粋）

（平成15年 6 月 政府税制調査会）

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

2. 消費税

（2）今後の検討課題

④ 地方消費税

地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着し、大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

平成16年度の税制改正に関する答申（抜粋）

（平成15年12月 政府税制調査会）

三 「三位一体の改革」の一環としての税源移譲

（略）

地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着し、大きな役割を果たしている。しかしながら、地方消費税は、税の累積を排除するため、生産、流通、販売などの各段階において、売上に係る税額から仕入に係る税額を控除して納付税額を算出する国の消費税の制度と一体のものとして仕組まれており、全国一律の税率が前提となっている。また、国が委託を受け、消費税とあわせて徴収を行っており、地方が直接に税を徴収する仕組みとなっていない。このような点はあるが、地方においても福祉サービスの安定的な提供が求められている中、地方消費税の役割は重要である。

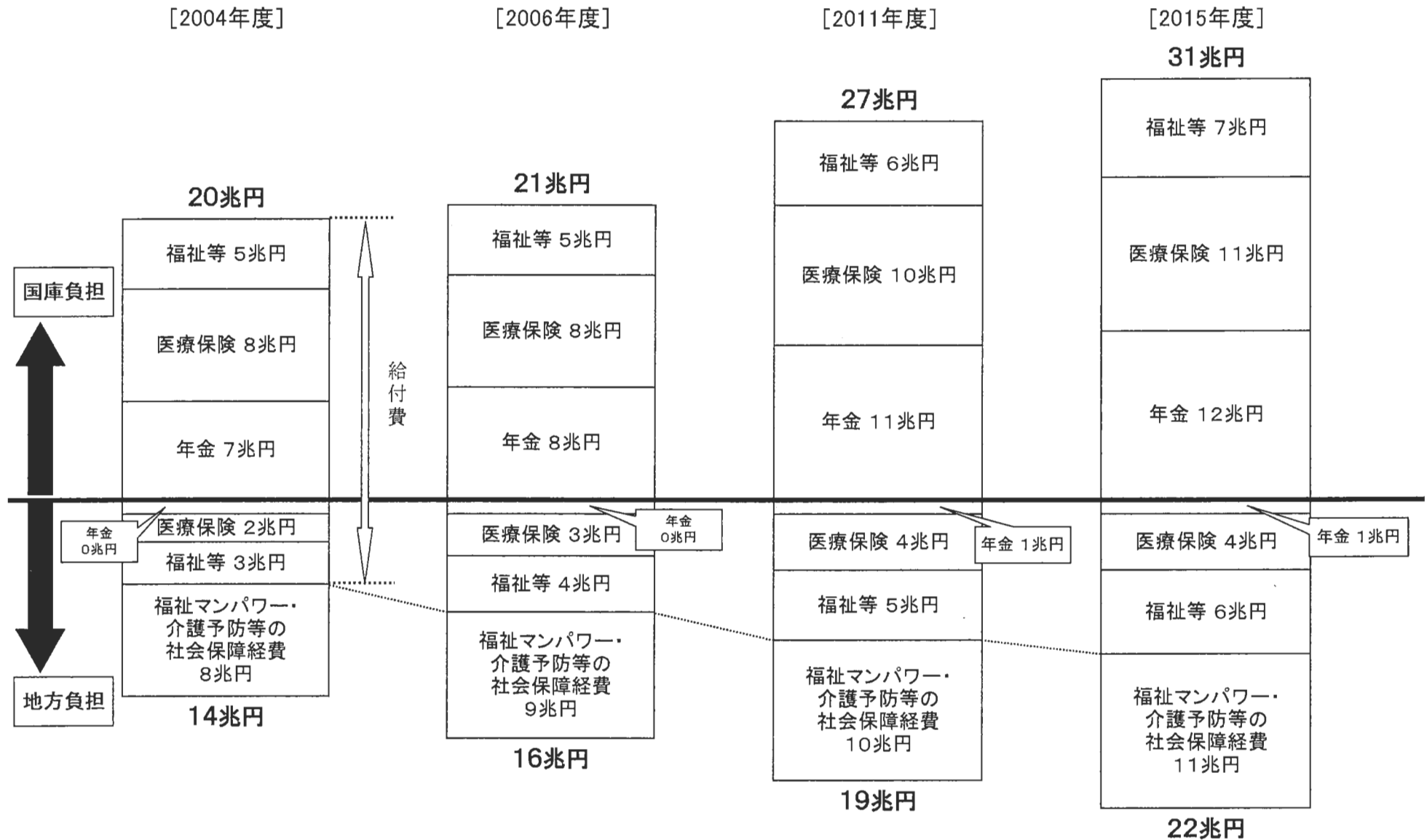
（中略）

また、消費税・地方消費税については、少子・高齢化の進展に対応し、ともに充実を目指すことが課題であり、これについても併せて検討を進めていく必要がある。このような本格的改革は「あるべき税制」の理念に沿って行うべきである。

（以下略）

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計

未定稿



出典:「社会保障の給付と負担の見通し」(平成18年5月・厚労省作成)を基に、地方負担には給付費以外の制度運営上必要な経費を加えている。

ただし、2004年度は「社会保障の給付と負担の見通し」(平成16年5月・厚労省作成)を基に予算ベースで作成。

※1 福祉マンパワー・介護予防等の社会保障経費:生活保護ケースワーカー・児童福祉司等に要する経費、介護予防、救急医療体制の確保、

公立の社会福祉施設(特養等)の整備・運営に要する経費 等

※2 各費用ごとに四捨五入しており、合計と一致しないことがある。